

東陽中学校 いじめ防止基本方針

令和6年6月1日 改訂

はじめに

本基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校・家庭・地域その他の関係者が総がかりで、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）第13条に基づき、東陽中学校がいじめ防止等に関する対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- I 基本理念、定義、具体的取り組み
- II いじめ防止等のための組織図
- III いじめ対策の年間行動計画

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- 一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気を持って行動できる人として育てることを重視します。
- すべての生徒が、いじめはいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないことについて、十分に理解できるように努めます。
- 生徒が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、学校・家庭・地域の関係者が連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取り組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる教育

- ① ほめて伸ばす教育
- ② 人権教育の推進
- ③ 体験活動の推進
- ④ 道徳教育の推進

(2) 「いじめの防止等に関する取り組み」の学校評価項目への位置づけ

- ① 教職員
 - ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
 - ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ② 保護者
 - ・学校は、アンケートや面談を定期的に実施する等、子どもの不安等を把握する取り組みを行っている。
 - ・学校での出来事などについて、子どもと話をする習慣ができている。
- ③ 生徒
 - ・学校には、自分の悩みや不安を相談できる先生がいる。
 - ・いじめの行為を見聞きした場合、先生や保護者等に伝えることを心がけている。

(3) いじめの未然防止

- ① 授業改善（ユニバーサルデザインの視点をもって分かる授業・楽しい授業づくり）
- ② いじめの起きない学校・学級づくり（道徳教育の充実）
- ③ 生徒の主体的活動の充実
- ④ 開かれた学校（地域や保護者との連携）
- ⑤ 情報モラル教育（インターネットや携帯電話等に関する指導）
- ⑥ 特に配慮が必要な生徒への支援、指導
- ⑦ 自他の良さを知り、共に前向きに生きようとする心情、態度を育てるポジティブ教育の実践
- ⑧ 弁護士等を活用したいじめ防止教室の実施

(4) いじめの早期発見

- ① 定期的な相談活動や日々の観察を通していじめの早期認知
- ② 生徒本人ならびに保護者への「いじめアンケート」の定期的実施
- ③ 教育相談体制の充実
- ④ 家庭や地域との連携

(5) いじめの事案対処

- ①情報収集・事実確認
- ②いじめ対策委員会への報告
- ③いじめ対応サポート班の設置
- ④被害者への支援
- ⑤加害者・傍観者への指導
- ⑥保護者への連絡

(6) いじめの解消

- ①被害者・情報提供者の保護
- ②被害・加害両者に対する心理的ケア
- ③学校と家庭のさらなる連携強化
- ④教職員による十分な観察
- ⑤必要に応じて外部人材の活用と関係機関との連携

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行う。

- ① 被害生徒の保護と学校生活適応のための支援、保護者との相談と支援
- ② 加害生徒の指導と保護者との相談と支援
- ③ 市教育委員会へ速やかな調査報告
- ④ いじめ対応サポート班を主体とした迅速な調査、関係保護者への情報提供
- ⑤ 市が調査主体になる場合には、事実関係を明確にするための調査に協力

○学校が主体で調査を行う場合

学校に重大事態調査組織を設置

- ・いじめ対策委員会のメンバーに担任、教科担任などの関係教員と必要に応じて、スクールカウンセラーなどを加えて組織する。



調査組織で事実関係について調査

- ・事実関係を網羅的に明確にする。
- ・まず客観的な事実をつかむ。因果関係などの特定は急がない。いじめ行為が、「いつ、誰から、どのような態様」であったか。学校や教員がどう対応したか。これらを明確にする。
- ・それまでの調査結果の再分析や必要に応じて新たなアンケート調査などを行う。
- ・学校に不都合があっても、事実にしつかり向き合う。



いじめを受けた生徒とその保護者に情報を提供

- ・明らかになった事実関係を提供する。
- ・ここで提供する情報のもととなるアンケート調査などは、いじめられた生徒やその保護者に提供することがあることを調査対象の生徒や保護者に説明しておく。



調査結果を教育委員会へ報告

- ・明らかになった事実関係を報告する。
- ・必要に応じて、いじめを受けた生徒やその保護者の所見も添える。



調査結果を踏まえた必要な措置

- ・教育委員会の指導、助言等にもとづいて必要な措置をとる。
- ・いじめられた生徒、いじめた生徒、その保護者、学級や学校全体等を対象にいじめ対応サポート班を中心に、継続的に支援・指導を行う。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

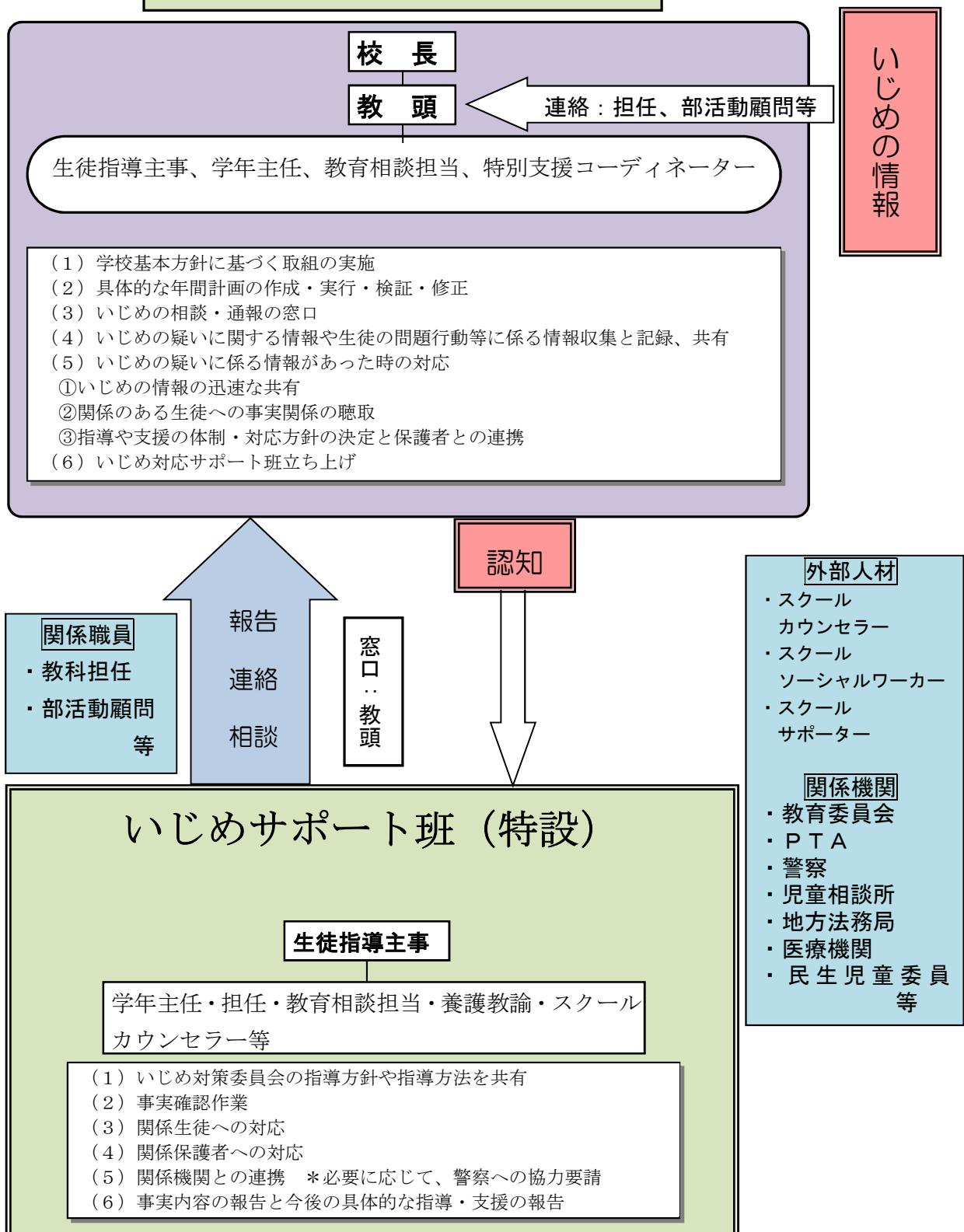
校長をリーダーとし、教頭・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・教育相談担当・スクールカウンセラー等。定期的に開催し、生徒の実態と指導の方策等を協議する。

(2) いじめ対応サポート班

生徒指導主事をリーダーとし、学年主任・担任・養護教諭・教育相談担当・スクールカウンセラー等。必要に応じて設置し、早期解決に取り組む。

(3) 組織図

東陽中学校

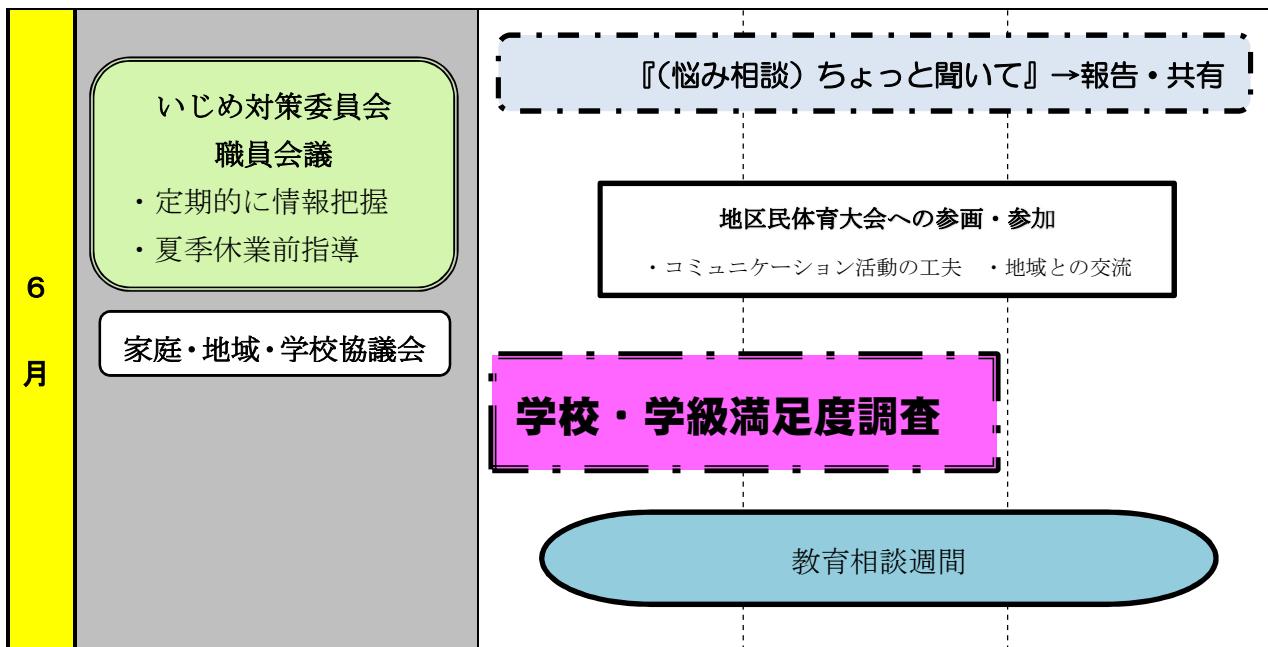


5 いじめ対策の年間行動計画

[4～6月]

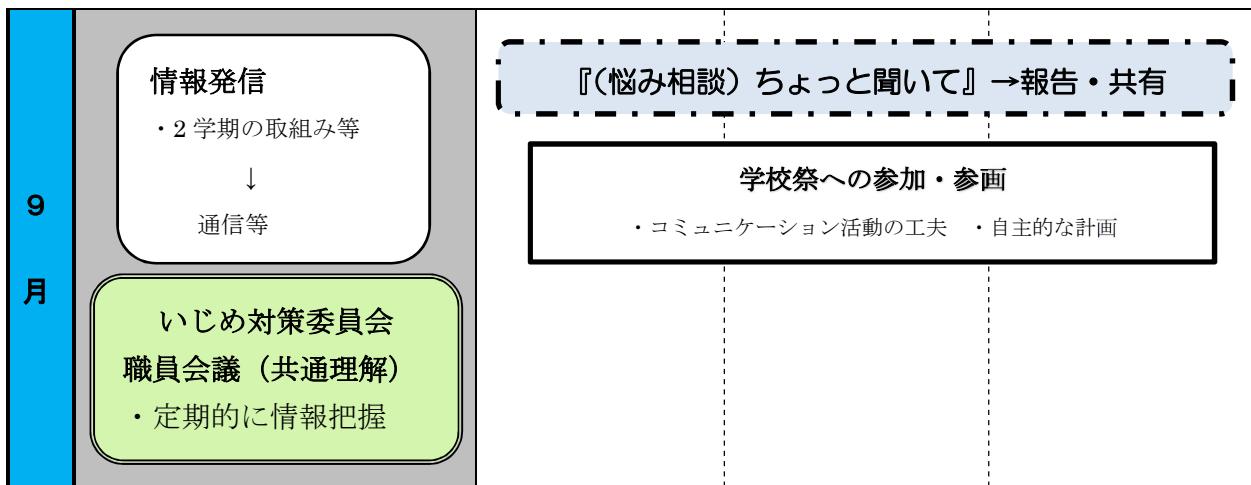
東陽中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
4 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針確認 ・年間計画策定 職員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画周知 ・教員の意識点検 PTA 総会	<ul style="list-style-type: none"> ・構成的エンカウンター ・学年・学級レクレーション ・新しいともだちの絆づくり <p>『(悩み相談) ちょっと聞いて』→報告・共有</p> <p>『生徒・保護者いじめアンケート』</p>		
	いじめ対応サポート班 <ul style="list-style-type: none"> ・起きたときに即対応 			
5 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・毎月のアンケート 調査等 をもとに、定期的に情報把握 職員会議	<p>『(悩み相談) ちょっと聞いて』→報告・共有</p> <p>校外クリーン活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域との交流 		
	校内研修 <ul style="list-style-type: none"> (年間計画の確認) ・道徳教育・人権教育 	春季遠足 <ul style="list-style-type: none"> ・自主的計画・運営 ・コミュニケーション活 	宿泊研修 <ul style="list-style-type: none"> ・自主的計画・運営 ・体験的な活動 	修学旅行 <ul style="list-style-type: none"> ・自主的計画・運営 ・リーダーの存在
		<p>第1回 情報モラル教室</p>		

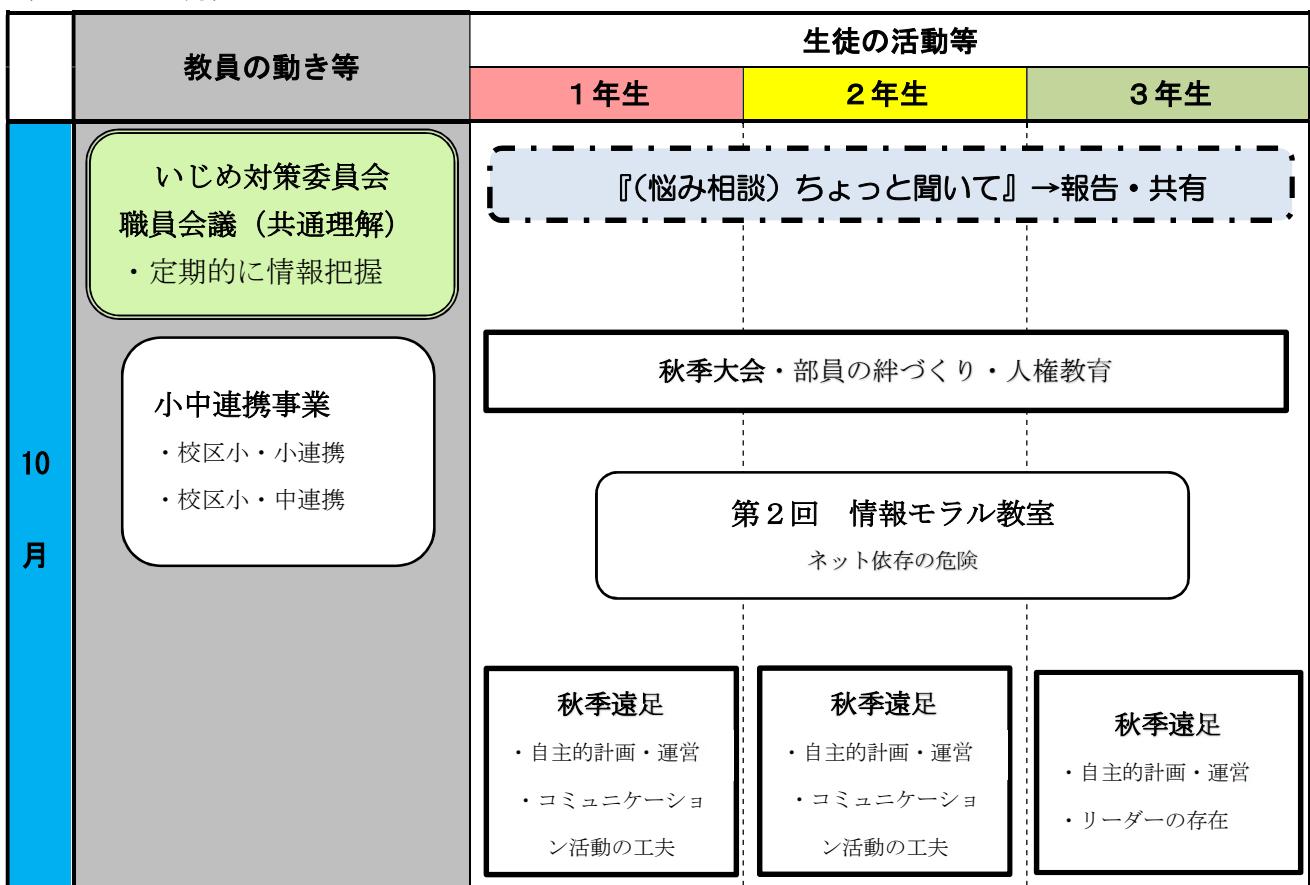


[7～9月]

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
7月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> 定期的に情報把握 職員会議	『生徒・保護者いじめアンケート』		
	保護者会 <ul style="list-style-type: none"> 情報や意見収集 	『(悩み相談) ちょっと聞いて』→報告・共有		
	学校評価 (振り返りアンケート) 未然防止に活かす	ひまわり教室（薬物乱用防止教室） <ul style="list-style-type: none"> 非行防止 犯罪等 		
8月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> 1学期振り返り 2学期へ向けて 職員会議 <ul style="list-style-type: none"> 重点事項確認 	職場体験 <ul style="list-style-type: none"> 進路や将来への職業 体験的な活動 		
	校内研修 生徒指導やモラル意識の向上に向けた研修	地域交流活動 <ul style="list-style-type: none"> 福祉施設訪問 保育園や幼稚園ボランティア活動 		
		学校祭準備 縦割り活動（各色ごとの絆づくり）		



[10～12月]



11 月	<p>いじめ対策委員会 職員会議（共通理解） ・定期的に情報把握</p> <p>人権週間にに関する 校内研修会</p>	<p>『(悩み相談) ちょっと聞いて』→報告・共有</p> <p>人権教育・講演会（外部講師：弁護士等）</p> <p>『生徒・保護者いじめアンケート』</p> <p>教育相談週間</p>
	<p>いじめ対策委員会 職員会議 ・定期的に情報把握</p> <p>学校評価 (振り返りアンケート) 未然防止に活かす</p> <p>保護者会 ・情報や意見収集</p>	<p>『(悩み相談) ちょっと聞いて』→報告・共有</p> <p>第1回 球技大会</p>

[1~3月]

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
1 月	<p>いじめ対策委員会 ・2学期振り返り ・3学期へ向けて ↓ 職員会議 ・重点事項確認</p>			『(悩み相談) ちょっと聞いて』→報告・共有
2 月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に情報把握 ↓ 職員会議（共通理解）</p> <p>家庭・地域・学校協議会</p>	『(悩み相談) ちょっと聞いて』→報告・共有	『生徒・保護者いじめアンケート』	教育相談週間

